

## 災害による市税の減免について

台風等により被災された方々には、納期が来ていなければ各市税の軽減または免除等がありますので、遠慮なくご相談ください。

### ○県民税・国民健康保険税

自己所有（配偶者及び扶養親族を含む）の住宅や家財の損害が10分の3以上で、そのほか一定の要件を満たす方について適用されます。また、翌年度の申告において、難損控除の対象となる場合があります。

### ○固定資産税

所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）に使用するうえでの支障が生じ、それぞれの資産の被害規模が10分の2以上である場合に適用されます。

### 【適用される例】

①土砂の流失・地すべり等により、田・畑・山に被害を受けた。

②風雨・倒木等により、居宅や倉庫の屋根・外壁等に被害を受け、雨漏り・吹き込み等により日常生活に支障が生じている。

③償却資産として課税されている機材・看板等が使用不能になった。

### 【適用されない例】

①瓦や戸戸が風雨によって飛ばされたり、飛んできた瓦や木の枝で窓ガラスが割れたが、日常生活に支障のない程度の被害。

②課税されていない償却資産等への被害。

また、軽減及び免除の対象にならない家屋を取り壊された方も、来年度の固定資産から抹消する作業を行うため、固定資産税係までご連絡ください。

### ○減免申請の手続きに関する注意事項

市税の減免を受けられる方は、災害の発生年月日、損害の程度、損害の金額等の必要事項を記載した減免申請書（税務課にあります）に、り災証明・前年度の所得証明書を添付の上、災害発生後60日以内に税務課まで提出してください。

また、申請の際に必要な「り災証明」につきましては、火災以外の災害については総務課交通防災係にて発行しています。（火災についての「り災証明」は消防署にて発行）

なお、建物損害保険等の対象の被害であっても、必ずしも税金の軽減及び免除が適用されるとは限りませんのでご注意ください。

### ○問い合わせ 代表 72-1111

り災証明について 総務課交通防災係（内線214）

減免申請について 税務課課税係（内線154・155）

固定資産税係（内線156・157）



ライブが行われ、市内外から参加したバンドがまつりを盛り上げてくれました。特に最後を飾った枕崎のバンド「ARTS」の演奏の時には、通りが観客で埋まるほど盛り上がりを見せていきました。ファイナーレは1万発の大花火大会で、市内外の見物客で賑わいました。また、ゆつと花火を観賞できる「桟敷席」では多くの方が利用され、振舞われたつけあべやビル、「はまらん会」からの黒豚料理に舌鼓能を打っていました。

会場の一画に芝居小屋が、「あびしゃー演芸場」

これは、「劇団ぶえん」のメンバーや有志などにより行なわれたもの。むしろで覆われた会場の中、漫才や手品、バンド演奏、演劇などが行われ、昔にタイムスリップしたような雰囲気に包まれました。



★踊り連の中でキラリと光った  
静岡のバンド「レフトオーバー」  
南谷吉光さん／新町出身



## 熱く燃えた2日間



**商売繁盛 地場産業の振興  
航海の安全 大漁**

—きばらん海スナップ



SATSUMA KUROSHIO KIBARANAI  
MATSURI KINOSHITA TSUBASA 2005



★総踊り優勝の吾妻流藤波会  
★ヒックアップ